

27 電源三法交付金制度の見直しについて

【経済産業省】

【提案・要望】

- 1 火力発電施設向け交付金制度の見直しについて
原子力を中心としたエネルギー政策のもとで行われた火力発電施設に関する削減措置について、電力移出県等交付金相当部分の交付金算定係数を元に戻すこと
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について
電源立地地域対策交付金の原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分及び電源地域振興促進事業費補助金の交付対象地域について、原子力災害対策重点区域（緊急時防護措置を準備する区域（UPZ））を含む市町村に拡大すること

【本県の現状・課題等】

- 1 火力発電施設向け交付金の見直しについて
世界的に脱炭素化に向けたエネルギー構造の変革が進む一方、我が国の石炭火力発電はエネルギー基本計画においてベースロード電源とされており、今後とも国のエネルギー政策を支える重要な位置づけとなっている。しかしながら、電源立地地域対策交付金交付規則にある、電力移出県等交付金相当部分の交付金算定係数については、平成23年度から火力発電施設に対し不利な扱いをされたことで、県及び市町に対する交付金が減額となったため、電源地域の地域振興・産業振興に支障をきたしている。
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について
玄海原子力発電所から8.3kmしか離れていない松浦市鷹島町は、国の電源立地地域対策交付金の運用について（通達）において、「発電施設の敷地から水域を隔てた場合は、6km以内の隣接市町村に限る」旨の規定があるため交付対象外となっている。
松浦市鷹島町をはじめ、原発周辺地域において、非常に厳しい財政状況のなか、農林水産業や企業立地など産業の振興に県や地元自治体は努めているが、引き続き原発の所在による影響を常に念頭に置いた経済活動や行政運営を強いられるなど、本県の不利な条件を克服するための対策が必要であり、原発所在自治体との不均衡の是正が急務である。

【移出県等交付金の算定にかかる係数（現行）】

	H22以前		現行(H23~)	
	想定発電 電力量ベース	実績発電 電力量ベース	想定発電 電力量ベース	実績発電 電力量ベース
原子力	1.6	2.4	—	2.4
水力・地熱	1.3	2.0	1.3	2.0
火力	1.0	1.5	0.9	1.0

交付金算定にかかる計算式

$$\text{発電電力量} = \left[(\text{想定発電電力量} \times 0.9 \times 1/3) + (\text{実績発電電力量} \times 1.0 \times 2/3) \right]$$

$$\text{移出県交付金} = (\text{発電電力量} - \text{消費電力量}) \times \text{交付単価} \quad (27 \text{円})$$

交付単価の引き下げ（28円→27円）

【 電源立地地域対策交付金の対象地域（現行） 】

区 分	所在市町	隣接市町	隣々接市町
所在県	○	○	○
所在県外		○ ※1	× ※2

※1 「水域を隔てた場合は、6 km以内の市町村に限る」
⇒ 鷹島町は8 km以上であり、隣接とならない。

※2 「隣々接地域は発電用施設等の所在都道府県内のものに限る」
⇒ 所在県外の隣々接市町村は交付対象外



※UPZ（Urgent Protective action planning Zone）
（緊急時防護措置を準備する区域）原発から30km

【提案・要望実現の効果】

- 1 火力発電施設向け交付金の見直しについて
移出県等交付金の交付算定係数の復元で、交付額の確保を図り、電源地域の地域振興・産業振興とともに安定的な電力の供給に繋げる。
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について
原子力発電所が立地する周辺地域においては、農林水産業の振興や企業立地の促進等においても不利な条件を被ることから、原子力施設所在道県の区域内外にかかわらず、UPZを含む市町村に交付対象地域を拡大することで、県内地域の地域活性化及び産業活性化を図る。

28 有明海等再生のための総合的対策の実施について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

【提案・要望】

有明海の再生、水産資源の回復に向け、漁業者が成果を実感できる抜本的対策や取組の展開を図るため、総合的な調査・研究を実施するとともに、海域特性に応じて以下の対策・支援を行うこと

- 1 漁場環境対策について、関係省庁連携の下、具体的な再生目標と、効率的かつ現実的な手順を具体的に示すとともに、大規模な実証事業を含む必要な事業の創設・拡充及び予算の確保を行うこと
- 2 養殖・漁船漁業振興対策について、新たな養殖技術の更なる普及を図るとともに、有明海等特別措置法に規定されている赤潮等の漁業被害に係る具体的支援策を確立させること
また質の高い種苗の大量放流などによる水産資源の回復を図ること

【本県の現状・課題等】

有明海は底質の泥化や有機物の堆積等海域環境が悪化し、二枚貝をはじめとする漁業資源の減少が進み、漁家経営は極めて厳しい状況である。

平成29年3月に「有明海・八代海等総合調査評価委員会報告」がとりまとめ公表されたが、具体的な再生目標や抜本的な再生方策の提示に至っていない。令和4年3月に公表された中間とりまとめでは、再生に向けた調査研究や問題点の原因解明などが必要とされているため、引き続き、熊本新港や筑後大堰等の大規模な工事並びにノリ養殖での酸処理剤の使用や施肥等、有明海全域における複合的な要因を十分考慮した総合的な調査・研究を行う必要がある。

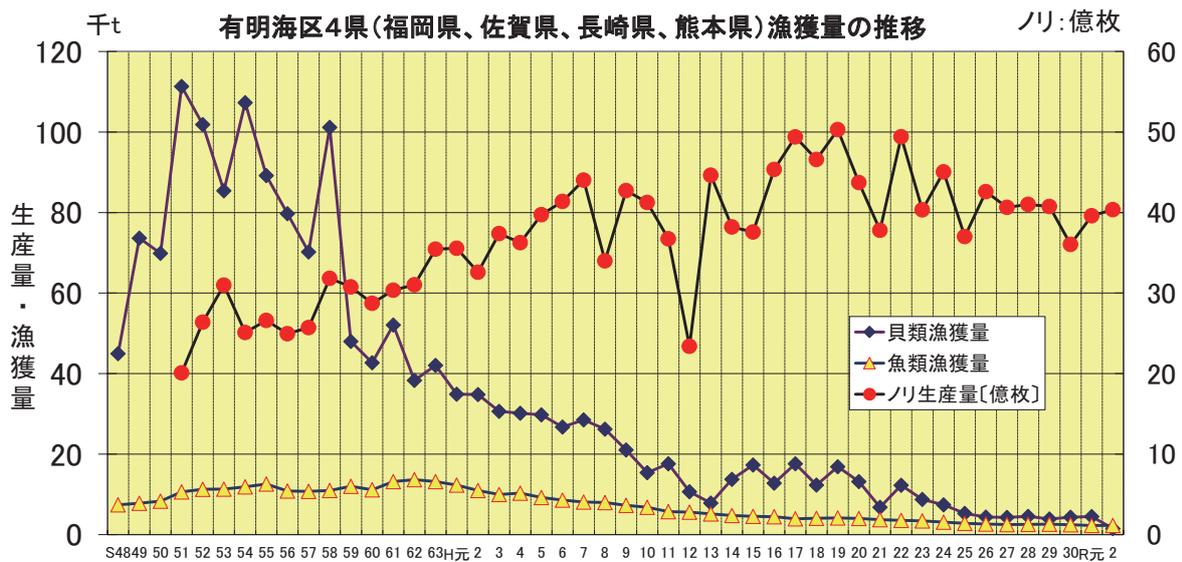
漁場環境改善対策については、平成27年度から有明関係4県が協調した二枚貝類の資源回復に向けた取組などを実施しており、一部で効果が見え始めているが、局所的で持続性に課題があり、海域により流れや底質が異なること等を踏まえ、覆砂などの漁場改善手法及び効果を持続させるための対策の確立とそれを踏まえた大規模かつ継続的な対策の実施を可能とする特別な事業及び財政支援措置が必要である。

養殖・漁業振興について、養殖生産の規模拡大や、質の高い放流用種苗の安定確保などが課題となっている。また赤潮対策について、平成23年8月の法改正により、国及び地方公共団体は赤潮等による漁業被害を回避するために必要な措置を講ずることが義務付けられており、国において具体的な支援策を確立する必要がある。

(本県の取組)

県計画の下で「海域環境の保全及び改善」として海底耕うんや堆積物除去など、また「水産資源の回復等による漁業の振興」として4県協調によるタイラギの種苗生産やガザミの種苗放流、カキやアサリの新たな養殖技術の普及などに取り組んでいる。

海底耕うんや、高品質ブランドとして垂下式養殖アサリ「ゆりかごあさり」、日本一の牡蠣と評価されるシングルシードカキ「華漣」など、一部に成果も出つつあるが、地元から、漁業者が成果を実感できるような、抜本的な対策や取組を展開していただきたいという強い要望があり、漁業者の所得向上につながる対策の実施が必要である。



【提案・要望実現の効果】

(項目 1)

漁場環境改善対策を大規模かつ計画的に実施することにより、有明海全体の環境の改善が図られ、漁業生産が拡大する。

(項目 2)

養殖業の規模拡大、質の高い種苗の大量放流などにより、養殖業、漁船漁業の生産が拡大し、経営安定が図られる。

また赤潮等による漁業被害者等の具体的支援が確立されることによって、赤潮により大規模な被害を受けた地域の早期再建が図られる。

29 インフラ老朽化対策について

【国土交通省】

【提案・要望】

予防保全型インフラメンテナンスへの転換を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、早期に対策が必要な施設の集中的な修繕及び将来的な老朽化対策のコスト縮減を図り、着実な予防保全を実施するために必要な予算を、当初予算において確保するとともに、インフラ維持管理のDX化に要する費用の補助事業化など施策拡大（適用拡大）を図ること

1 予算確保

（個別補助、防災・安全交付金）

- ・道路メンテナンス事業補助
- ・港湾改修事業
- ・堰堤改良事業
- ・公営住宅ストック総合改善事業
- ・舗装補修事業
- ・海岸事業
- ・砂防メンテナンス事業費補助
- ・公園施設長寿命化対策支援事業

2 施策拡大（適用拡大）

- ・インフラ維持管理のDX化のための基礎データとなる高密度点群データ取得費用等の補助事業化
- ・離島架橋等の長大橋（平戸大橋、生月大橋等）の高度な予防保全への転換のための技術的・財政的支援
- ・橋梁、トンネルの点検における補助率の拡大及び補修を伴わない点検にかかる自治体負担分の起債対象化
- ・港湾施設の補修事業における浚渫事業の県負担分の起債対象化・港湾、海岸施設における老朽化調査（定期点検）の交付金化及び起債対象化
- ・河川における老朽化護岸改築事業、補修事業の交付金化及び起債対象化
- ・ダムにおける堰堤改良事業の事業採択基準の緩和
- ・公共施設等適正管理推進事業債の充当率及び交付税措置率の拡充

【本県の現状・課題等】

本県では、橋梁の老朽化対策において、平成20年3月に「長崎県橋梁長寿命化修繕計画」を全国に先駆けて策定し、これまで計画的な対策を実施してきた。また「道路メンテナンス事業の個別補助事業化」や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算により、令和5年度から、概ね予防保全段階に移行する予定である。

しかしながら、本県は多くの離島架橋等を抱えており、特に西海橋などの長大橋梁（支間長200m以上）7橋は、老朽化による架け替えが必要となった場合、その費用が多額となることから、健全な状態のうちに、高い維持管理レベルでの予防保全を行い、長期的に安全に供用しなければならない。そのためには、今後、100年間で約800億円の維持管理費用と高い技術力が必要であり、官民が連携して、維持管理を行うことが重要である。

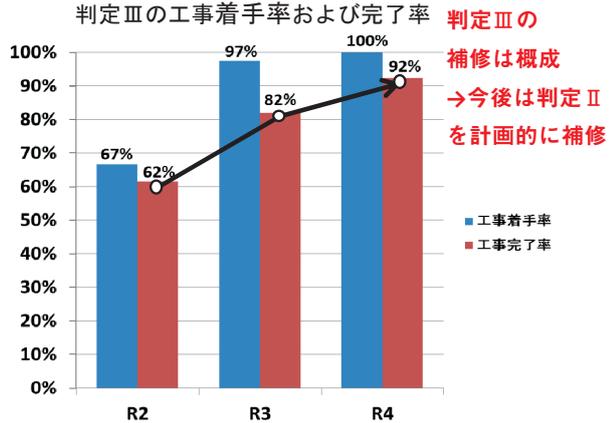
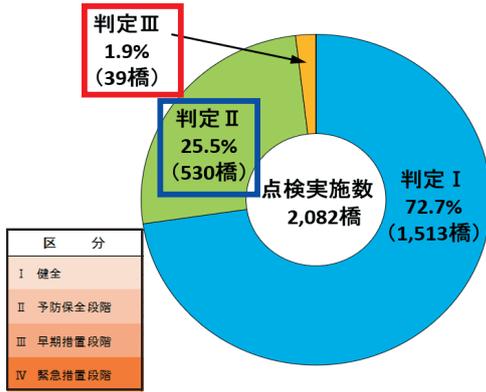
また、今後増大する維持管理コストや技術者不足等の課題を解決するために、AI技術を活用した劣化予測や診断を行うインフラ維持管理のDX化を図り、持続可能な予防保全型の維持管理を行うことが重要であるが、本県では、その基礎となる高密度なインフラの三次元データの取得が遅れていることから、早急な対応が必要である。

（本県の取組）

離島架橋等の長大橋の長寿命化における取組みは、国土交通省の「インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援」において検討中。

○橋梁の老朽化対策

長崎県の橋梁の判定区分割合（1順目点検）

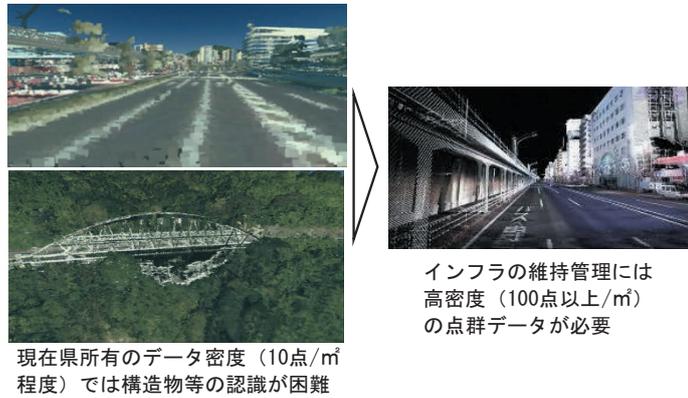


本県管理橋梁では、概ね予防保全段階に移行しており、今後、判定Ⅱの段階での補修を計画的に行うことで、予保全型のインフラメンテナンスへの確実な転換を図る。

○県管理離島架橋等の長大橋（7橋）
架替が困難であるため高度な予防保全が必要



○インフラ維持管理のDX化
基礎データの取得（三次元点群データ）



【部門別の補修事業等】

部門	事業採択基準	財源				③市町費	要望内容
		①国費	②県費	④起債			
				④起債	⑤一財		
道路点検		64%	36%	0%※1	36%	0%	補助率の拡大及び県負担分を起債対象
港湾		1/3～50%	37.5～50%	0%	37.5～50%	12.5～1/6	浚渫事業の県負担分を起債対象化
河川		補助事業なし					交付金の適用拡大及び起債対象化
堰堤改良	4億円以上	40%	60%	54%	6%	ダムごと	事業採択基準の緩和

※1：補修を伴わない場合

公共施設等適正管理推進事業債：充当率90%、交付税措置率30～50%
要望内容：充当率及び交付税措置率の更なる拡充

【提案・要望実現の効果】

必要な予算の確保及び施策の拡大（適用拡大）が行われることにより、計画的・効率的な維持管理が可能となり、ライフサイクルコストの縮減や平準化につながる。

30 離島の学校教育の充実について

【文部科学省、国土交通省】

【提案・要望】

- 1 離島の小・中学校における教育課題を解消し、教育水準の維持向上を図るために、離島の学校に対する教職員加配制度を創設すること
また、離島の高校に対する教職員加配制度を堅持すること
- 2 離島の高校への留学について、留学生の受入れ環境の整備にかかる支援を行うこと

【本県の現状・課題等】

<離島地区における教員数の確保>

多くの離島を有する本県では、離島の急激な人口の減少に伴い、児童生徒数も減少し、離島の学校の小規模化が進んでいる。

離島の小・中学校の小規模校の多くが、複式学級や中学校の免許外教科担任の発生、養護教諭・学校事務職員の未配置といった状況にあり、免許を有する教諭による専門的な指導が受けられないという問題、健康管理や緊急医療対応等が十分でないという問題、教頭や他の教員が事務職員の業務を担当するために負担が生じているという問題など、現在の国の加配制度では十分に対応できない現状がある。

離島の小・中学校におけるこれらの問題を解消し、教育水準の維持向上を図るために、離島の学校を支援する加配制度の創設が急務となっている。

また、離島の高校においては、国からの加配により教育活動の充実が図られているが、この措置がなくなると当該校の特色ある教育活動や生徒の実態等に配慮できなくなることから、引き続き離島地区の学校に対する加配措置が不可欠である。

<離島留学制度への支援>

「高校生の離島留学制度」については、積極的な目的意識を持つ生徒を受け入れ、特色ある学習の場を提供するため、平成15年度から対馬高校・壱岐高校・五島高校の3校で実施し、平成30年度から五島南高校・奈留高校の2校を加え、5校で実施している。

これまで、高校の離島留学生に対するホームステイ費用や帰省費用について、離島活性化交付金の対象として拡大されてきたところである。しかしながら、本県において、離島留学の開始から19年が経過し、ホームステイ先の里親の高齢化や里親住居の老朽化により、里親数が減少している。また、新たに里親になる場合にも、住居や設備の改修費用等の初期費用が必要となるため、里親の新規開拓の際の課題となっている。ついては、今後、島外からより多くの生徒を受け入れるためには、受入体制を充実させることが不可欠であり、里親住居の改修費用等の施設設備に対する支援が必要である。

○複式学級の状況【令和3年度】

(単位：校)

小学校	離島の学校	本土の学校
複式学級を有する学校数	42	33
学校数	72	245
複式学級を有する学校の割合	58.3%	13.5%

○免許外教科担任発生の状況【令和3年度】

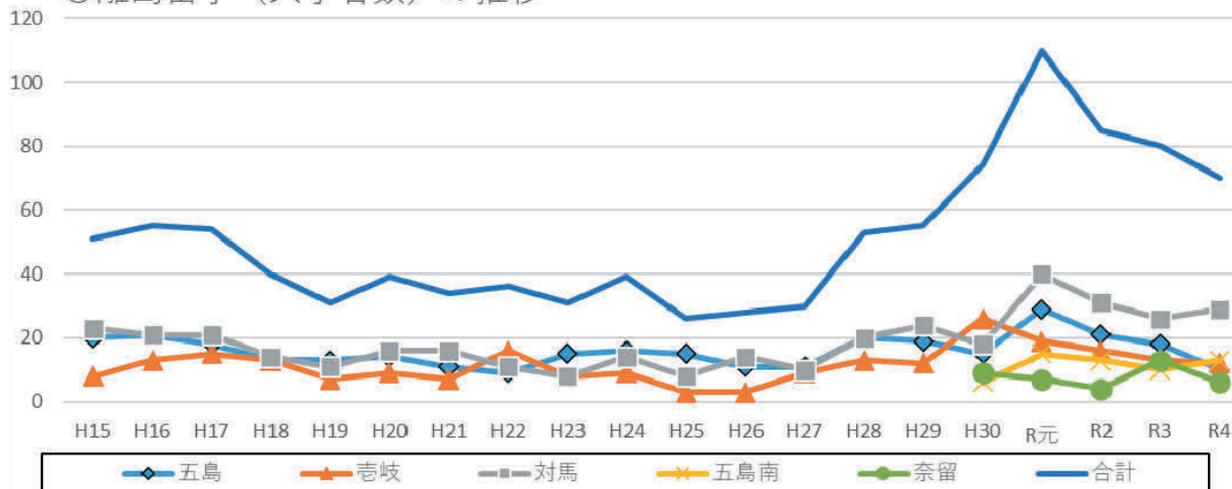
(単位：校)

中学校	離島の学校	本土の学校
免許外教科が発生している学校	27	24
学校数	41	124
免許外教科が発生している学校の割合	65.9%	19.4%

○本県離島地区高校の学校規模

収容定員	～120人	～240人	～360人	～480人	～600人	～720人
学級数	～3	～6	～9	～12	～15	～18
学校数	5校	2校	2校	1校	2校	1校
離島地区13校／県立高校56校						

(人) ○離島留学（入学者数）の推移



【提案・要望実現の効果】

(項目1)

小・中学校では、離島の学校を支援する加配制度の創設により、複式学級の改善・解消、免許外教科担任の解消、養護教諭・事務職員未配置の解消が図られ、離島の学校の教育水準の維持向上を図ることができるようになる。

高校では、離島地区に対する特別な加配の維持により、多様な進路希望や学力差に応じた授業編成ができるとともに、理科等において専門的な科目の指導が行き届くようになる。そのことにより、各高校の教育水準の維持と併せて島外への生徒流出を抑えられる。

また、島民に不可欠な基礎的環境である学校教育の充実は、離島への定住を促進し、活性化を図る離島振興に大いに貢献することができる。

(項目2)

本県で実施している「高校生の離島留学制度」は、しまの豊かな自然や文化の中で学習の場を提供することを目的として、県内外から生徒を受け入れており、生徒の生活面での支援は、生徒数の増加につながり、交流人口の拡大や地域振興にも寄与する。

31 水中遺跡保護に関する調査研究体制の強化について

【文部科学省】

【提案・要望】

海洋国日本として、水中遺跡の保存・活用は重要な施策であることから、国において水中遺跡の専門的技術の開発や、地方公共団体の技術的支援を継続的に実施できるように、以下について要望する

- 1 水中遺跡の調査・保護に専門的に取り組む組織を九州国立博物館に設置すること
- 2 長崎県松浦市鷹島に、上記組織の常設の現地調査研究施設を設置し、調査研究及び保存管理について、国策として取り組むこと

【本県の現状・課題等】

（現状）

松浦市鷹島は、昭和55年から40年にわたり調査が行なわれ、元寇に関する約4千点の遺物が出土するなど、水中遺跡調査の方法や、海中から出土した遺物の保存処理方法を研究する上で、有効な場所である。

平成24年3月に水中遺跡としては、国内で初めて「鷹島神崎遺跡」が国の史跡に指定された。長崎県松浦市鷹島では、松浦市や大学等による発掘調査で多くの元寇に関連する遺物が発見され、これまで2隻の構造がわかる元寇船が確認されている。

独立行政法人国立文化財機構のうち九州に唯一設置されている九州国立博物館は地理的優位性を有し、これまでの鷹島神崎遺跡における調査研究の成果をすでに共有していることから、国・県・市の十分な連携が可能な施設である。

国は、平成29年10月末の報告書（「水中遺跡保護の在り方について」）により水中遺跡保護の取組に関する方向性を示した。令和3年度には、地方公共団体への支援を目的とした水中遺跡調査のマニュアル（「水中遺跡ハンドブック」）を刊行し、令和4年度からは地方公共団体向けの説明会や一般を対象にした水中遺跡の普及啓発のシンポジウムを開催することとしている。

松浦市は、平成29年4月に「松浦市立水中考古学研究センター」を設置し、鷹島海底遺跡の保存活用に継続して取り組んでいる。令和2年6月には、「鷹島海底遺跡保存活用特別委員会」を設置し、国立の水中考古学の学術研究施設誘致に向けて、関係機関への働きかけを進めている。また、将来的には元寇船の引き揚げを目指し、その足がかりとして、平成25年に発見された一石型木製碗を令和4年度に引き揚げる予定である。

（課題）

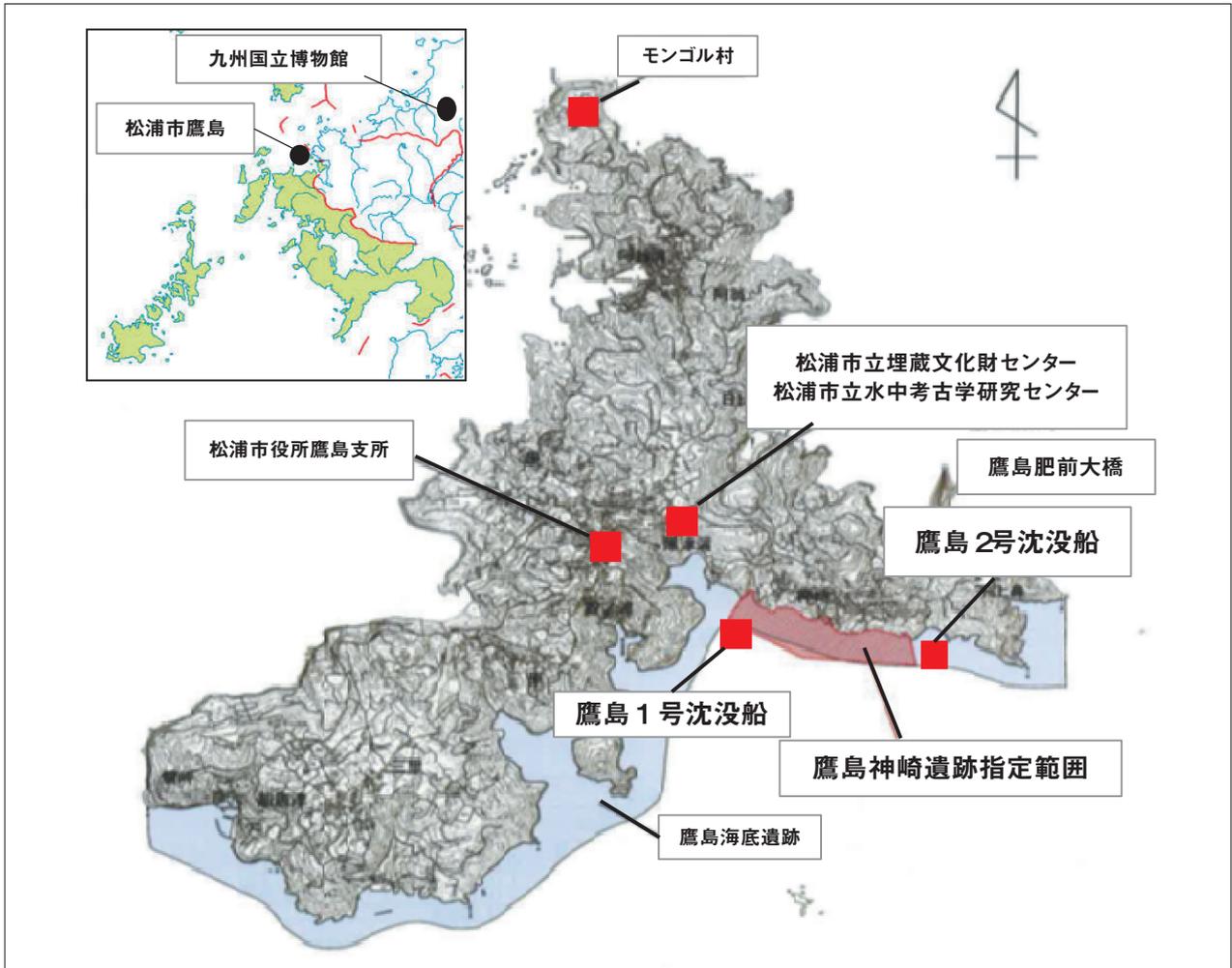
水中遺跡は、特殊な条件下での調査・保護が必要であることから、国においては、調査研究にかかる専門的技術の強化や専門職員の育成を図るため、専門の組織や調査研究施設を設置する必要がある。

また、水中遺跡の調査により出土した遺物の引揚げや保存処理等は、陸上の遺跡とは異なり、技術的に難しく、また経費も多額になるなど多くの課題があり、県市のみで対応することは困難である。

（本県の取組）

長崎県はこれまでも、松浦市が実施する調査に職員を派遣し、調査協力や遺物の保存処理への技術支援及び指導助言を行っているほか、平成31年からは、潜水士資格を持った専門職員を増員するなど、支援体制を強化した。令和3年度からは、水中文化遺産保存活用推進事業を立ち上げ、県内水中遺跡の分布調査や担い手育成を目指した「水中考古学体験講座」を松浦市鷹島で実施しており、知名度向上と交流人口の拡大を目指して事業に取り組んでいる。

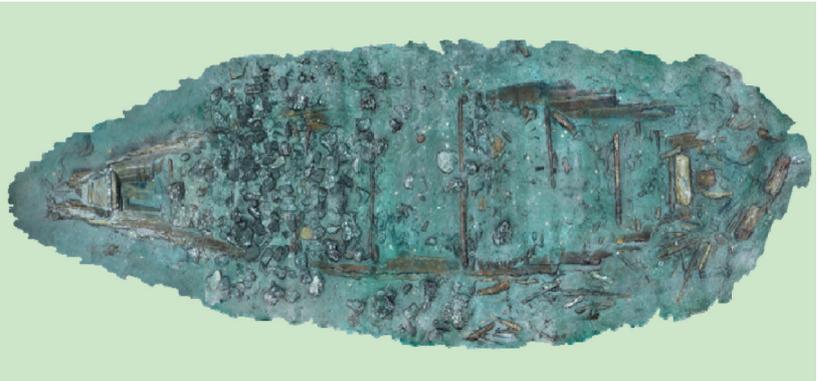
また、令和5年2月には、文化庁と本県が共催で、全国の埋蔵文化財担当者を対象にした「埋蔵文化財担当職員等講習会」を本県で開催し、参加者へ鷹島海底遺跡を見学していただく機会を提供することとしている。



鷹島海底遺跡範囲



海底での調査風景



鷹島海底遺跡2号沈没船

【提案・要望実現の効果】

水中遺跡の調査研究施設が現地鷹島に設置されることで、「元寇」の史実を国内外に広く周知し、日本各地に残る水中遺跡の保存・活用が促進される。

また、水中遺跡の研究拠点として国際的にも評価を得られ、海洋国家として誇示することが可能となり、東アジア地域をはじめとする諸外国との文化交流の促進につながる。

さらには、「長崎県」、「松浦市」、「鷹島」などの知名度が上がることにより、研究者のみならず、一般観光客の増加も見込まれ、交流人口の拡大や地域の活性化にもつながる。